

取 扱 基 準

名 称	防犯業務補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	地域安全活動の推進等を目的とする防犯協会（組合）連合会等に対して事業費を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	刑法犯認知件数を年 3,000 件以下にする。
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	・ 防犯活動費、広報宣伝費、健全育成費等の事業費 ・ 会議費 等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	定額補助（均等割＋人口割） 補助金上限 7,100,000 円（全申請団体合計額） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 各防犯協会（組合）連合会は、補助金や賛助会費等を財源として運営しているが、賛助会費等の収入は 10%程度であるため、事業目的を達成するためには補助金が不可欠である。
開始時期	令和8年4月1日
評価の時期	令和10年9月30日
終 期	令和11年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金を受けて実施されていることを公開する。
	〔媒体〕 事業報告書、会報
担当部署	新潟市市民生活部市民生活課安心・安全推進室 電 話 025-226-1110 e-mail shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp